前の月の初日とし、適用除外事由発生月が一月から七月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の八月一日とする。）から適用除外事由発生月の末日（適用除外事由発生月が八月である場合にあつては、当該年の九月三十日。第一号において同じ。）に改め、「生じていること」の下に「又は生ずる見込みであること」を加え、同項第一号中「該当する場合」の下に「又は該当する見込みである場合」を、「掲げる書類」の下に「（適用除外事由発生月の属する年の六月一日（適用除外事由発生月が八月である場合にあつては当該年の五月一日とし、適用除外事由発生月が一月から七月までのいずれかの月である場合にあつては当該年の前年の六月一日とする。）から適用除外事由発生月の末日までのいずれかの時において、イに掲げる場合にあつては就業していること、ロに掲げる場合にあつては求職活動をしていること、ハに掲げる場合にあつては第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることをそれぞれ明らかにできる書類に限る。）」を加え、同号イ中「（適用除外事由発生月（適用除外事由発生月が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。）において就業していることを明らかにできる書類に限る。）」を削り、同号ロ中「（適用除外事由発生月において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）」を削り、同号ハ中「（適用除外事由発生月において同号に掲げる活動をしていることを明らかにできる書類に限る。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合又は該当する見込みである場合　当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

第三条の三第一項第三号中「該当する場合」の下に「又は該当する見込みである場合」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「同項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他令第八条各号に掲げる事由が生じていることを明らかにできる書類等」に、「から三十一日」を「から同月三十一日」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定により当該書類等が既に提出されているときは、当該書類等については、この限りでない。

第三条の三第三項に次の各号を加える。

一　令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合　前項第一号イからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げる書類（適用除外事由発生月の属する年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、当該イに掲げる場合にあつては就業していること、当該ロに掲げる場合にあつては求職活動をしていること、当該ハに掲げる場合にあつては第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしていることをそれぞれ明らかにできる書類に限る。）

二　令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合　前項第二号に掲げる書類等

三　令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合　前項第三号イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

第三条の三第三項を同条第二項とし、同条第四項中「から三十一日」を「から同月三十一日」に改め、「及び」の下に「同項第一号中」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四条中「ニを」を「ホを」に、「三十一日」を「同月三十一日」に改める。

第四条の二中「とき当該児童が」を「場合であつて、当該児童が令別表第一に定める程度の」に改める。

第二十四条の五第一項中「までの場合」を「までのいずれかの月である場合」に改め、「期間」の下に「（適用除外事由発生月が七月である場合にあつては、当該年の同月）においては」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第三条の三第三項」を「第三条の三第二項」に改め、「期間」の下に「においては」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十六条第三項中「第一条第七号イ及びロ」を「第一条第七号イ、ロ及びハ㈡」に改める。

様式第一号（表面）中「特定扶養親族の数」の下に「（㋑　　人）」を「（㋑　　人）」に改め、同様式（裏面）注意の∞中「及び特定扶養親族」の下に「並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族の数を」の下に「、㋐に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を」を加え、同様式（裏面）注意の1中「翌日」を「翌月」に、「又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月（以下「5年等満了月等」という。）の末日」を「の属する月の翌月以降において、手当の一部支給停止適用除外を受けようとするときに、その年の8月1日（一部支給停止適用除外を受けようとする月（以下「適用除外事由発生月」という。）が8月から10月までのいずれかの月であるときはそれぞれその3月前の月の初日、1月から7月までのいずれかの月であるときはその前年の8月1日）から適用除外事由発生月の末日（適用除外事由発生月が8月であるときは、9月30日）」に、「ただし、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1)に掲げる活動を行った場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください」を「なお、その年の8月（適用除外事由発生月が1月から7月までのいずれかの月であるときは、その前年の8月）に、児童扶養手当現況届と併せて出すことができます」に改める。

様式第六号（表面）中「特定扶養親族の数」の下に「（㋑　　人）」を「（㋑　　人）」に改め、同様式（裏面）注意の3中「及び特定扶養親族」の下に「並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族の数を」の下に「、㋐に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を」を加える。

（母子及び寡婦福祉法施行規則の一部改正）

第二条　母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第三号中「する。以下」を「する。以下この号及び第六条の四第二項第五号において」に改め、「証明書」の下に「（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

第六条の四第二項第五号中「証明書」の下に「（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

第六条の六第二項第二号中「前年」の下に「（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第二号において同じ。）」を、「証明書」の下に「（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。

第六条の八第二項第二号中「証明書」の下に「（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）」を加える。